相模原市ＳＤＧｓモデル自動販売機設置に係る仕様書

1　設置場所

相模原市中央区中央２-１１-１５
相模原市役所本庁舎１階ロビー

2　設置台数

１台

3　設置方法

市とＳＤＧｓモデル自動販売機設置に関する覚書を締結した上で、行政財産の目的外使用許可取扱要領に基づき行政財産目的外使用許可申請書を市に提出し、許可を得て設置を行うこととする。

また、行政財産の使用許可を受けたときは、相模原市市有財産条例(昭和３９年相模原市条例第３４号)第６条の規定に基づき算出した使用料を、市が発行する納入通知書により指定する期限までに納入する。

4　設置期間

令和９年４月上旬から令和１１年３月３１日まで

ただし、行政財産の目的外使用許可取扱要領に基づき行政財産目的外使用許可申請書を年度ごとに市に提出し、許可を得なければならない。

5　基本機器仕様及び管理運営

（１）大きさ及びデザイン

ア　１台当たりおよそ幅１，２００×奥行９００×高さ２，０００（ｍｍ）以内

※ ただし、設置により施設利用者の通行の妨げとなるおそれがある場合には、施設所管課と調整の上、設置スペースや自動販売機の大きさを決定すること。

イ　設置時のラッピングデザインについては、ＳＤＧｓをＰＲすることができるものとし、設置事業者決定後に市と協議の上決定する。

（２）安全対策等

ア　地震等による転倒防止等の安全対策として、ＪＩＳ規格にそって耐震対策を施すこと。

イ　衛生管理について、関係法令を遵守し、商品販売に必要な営業許可等関係機関への必要な届出及び検査がある場合には、遅延なく手続を行うこと。

ウ　硬貨選別措置及び紙幣識別措置により、犯罪防止に万全を尽くすものとし、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会制定）を遵守した機種とする。

（３）使用済み容器の回収

ア　自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた回収ボックスを設置す

ること。

イ　回収ＢＯＸのサイズはおよそ幅４７０×奥行５６５×高さ２，０００（ｍｍ）以内とすること。

ウ　回収ボックスは満杯にならないように、設置事業者において定期的に回収作業を行い、市より連絡があった場合には速やかに臨時回収の対応をすること。

エ　回収した容器は関係法令に従い適切にリサイクルすること。

（４）自動販売機の設置及び管理運営

ア　設置者において、自動販売機の設置、定期的メンテナンス管理、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金回収及び釣銭補充などの金銭管理、空き容器の回収ボックスの設置及び空き容器の回収、自動販売機内部・外部及び設置場所の清掃、故障時の緊急対応など自動販売機の設置・管理・運営に必要な一切の業務を行うこと。

イ　専門技術者による保守業務を随時行って維持に努めるほか、不具合や故障時には即時対応すること。

ウ　自動販売機の故障や問合せについては、機器の見えやすい位置に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

6　販売品目及び価格

（１）販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、スポーツ飲料、ジュース類などの清涼飲料水等の飲料を中心とし、提案により菓子やゼリー等の食品やおむつ等の日用品も可とする。ただし、タバコ、酒類及びその類似品の販売は行わないこと。

（２）価格

標準販売価格以下とすること。

7　費用負担

（１）自動販売機及び附帯電気設備の設置、撤去に係る費用、その他販売に係る諸経費については、すべて設置事業者の負担とすること。

（２）自動販売機には、自動販売機の運転に係る電気料金を把握するため、検定に合格し、かつ、有効期間内の電気子メーターを設置事業者の負担で設置すること。

電気料金は、電気子メーターにより計測した使用料を基に計算した実費相当額を市が指定する方法で、支払期限までに納入すること。

8　その他

この仕様に定めのない事項については、市と設置事業者が協議し、定めるものとする。